

土木学会学術文化事業 寄付申込・助成金交付内規

平成 7年5月10日 理事会 制 定
平成 9年4月25日 理事会 一部改正
平成18年4月21日 理事会 一部改正
平成21年3月19日 理事会 一部改正

(総 則)

第1条 この内規は、土木学会学術文化事業規程（以下、「事業規程」という。）第4条に規定する内規である。

(事業の原資)

第2条 「事業規程」に基づく助成の原資は、次に分類して運用する。

- (1) 一般型原資：特定の目的を付さずに寄託される原資および一般型として理事会の承認を得た金子等
 - (2) 指定型原資：事業規程 第2条の目的を実現するための特定の事業（通常の委員会活動を含む）に充てるため付託される原資および指定型として理事会の承認を得た金子等
- 2 指定型原資の20%は、一般型原資に充当する。ただし、指定型原資の寄付等にあたり一般型原資への充当減免についての理由書が提出され、理事会がそれを承認した場合は、10%に減免することができる。

(事業の種別)

第3条 事業の種別は、次の3種類を実施する。

- (1) 一般型助成事業：一般型原資による事業規程第2条(1)および(4)に定める事業の助成。
- (2) 特別型助成事業：一般型原資による事業規程第2条(2)および(3)に定める事業の助成。
- (3) 指定型助成事業：指定型原資による事業規程第2条に定める事業の助成。

(公 告)

第4条 一般型助成事業については、毎年度土木学会誌に公告するとともに、土木学会ホームページに掲載する。

(申込および申請時期)

第5条 寄付の申し込みは、隨時受け付ける。

2 各事業の申請時期は次のとおりとする。

- (1) 一般型助成事業：申請期間は毎年6月1日から7月31日までとする。
- (2) 特別型助成事業：隨時申請とする。
- (3) 指定型助成事業：隨時申請とする。

(申請手続き)

第6条 事業規程に基づく助成を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、所定の申請書を作成し、土木学会会長に提出するものとする。

2 申請者は、土木学会理事、監事、委員会委員長又は支部長とする。

(審査・決定および通知)

第7条 寄付金受入、助成金交付の可否は、企画委員会で審査の上、理事会が決定するものとする。

2 企画委員会は、前項の結果をすみやかに寄付申込者および申請者に通知する。

(助成金の請求)

第8条 助成金の交付を受けた者は、助成額の範囲内でその事業の実施に要する費用を土木学会事務局に請求するものとする。

(報告)

第9条 助成金の交付を受けた者は、助成を受けた事業が終了した後、助成金の使途と活動報告書を、土木学会会長に提出する。

2 企画委員会は、本事業の運営状況について、年度毎に土木学会誌に掲載する。

(提出書類の様式)

第10条 寄付申込書類、助成申請書類および報告書類の様式は、次のとおりとする。

(1) 寄付申込み書類

一般型原資：別記 様式－1

指定型原資：別記 様式－2

(2) 助成申請書類

一般型助成事業：別記 様式－3

特別型助成事業：別記 様式－4

指定型助成事業：別記 様式－5

(3) 報告書類

一般型助成事業：別記 様式－6

特別型助成事業：別記 様式－7

指定型助成事業：別記 様式－8

付 則1 本内規の制定および改正の経緯は、次のとおりである。

平成 7年5月10日 理事会 制 定

平成 9年4月25日 理事会 一部改正

平成18年4月21日 理事会 一部改正

平成21年3月19日 理事会 一部改正

付 則2 本内規は、平成21年4月1日から施行する。